

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次	ページ
告示	1
公告	4
教育委員会告示	4
教育委員会会議の開催	5

番号	森 林 の 所 在 場 所			全 面 積		保安林指定 指定の目的	指 定 施 業 要 件					
	郡 市	町 村	(大字)	字	地 番		台 帳	実 測	保安林指定 実 測 面 積	伐採種別	標準伐期齢	間伐その他 特別の場合 の伐採に係 るもの
一	男鹿市			一向	二〇七の五九	六七	〇・〇〇六七	〇・〇〇六七	風害の防備			
	潟上市			追分西	二六の七四	一五、二〇八	〇・一〇八四	〇・一〇八四				
			天王	浜山	二の六	三二、〇九六	一・五二〇八	一・五二〇八				
二	北秋田郡			萩形	四の二	一九六、九八三	一九・六九八三	一九・六九八三	干害の防備			
					四の二	一、〇五六	〇・一〇五六	〇・一〇五六				
					四の三	八六七	〇・〇八六七	〇・〇八六七				
					九二の二	一八一、八四八	一八・一八四八	一八・一八四八				
					九二の三	二、一九六	〇・二一九六	〇・二一九六				
					九二の四	九六四	〇・〇九六四	〇・〇九六四				
					九二の五	五六〇	〇・〇五六〇	〇・〇五六〇				
					九二の六	五〇四	〇・〇五〇四	〇・〇五〇四				
					九二の七	七四二	〇・〇七四二	〇・〇七四二				
					九二の八	五一五	〇・〇五一五	〇・〇五一五				
					九二の九	六九九	〇・〇六九九	〇・〇六九九				
					九二の一〇	三五九	〇・〇三五九	〇・〇三五九				

告示

○漁船損害等補償法による付保義務の同意に係る発起人となる旨の届出(五七〇・水産漁港課)……………1

○保安林の指定(五七一・森林整備課)……………1

告示

○指定施業要件変更予定通知(五七二・森林整備課)……………2

○都市計画の変更による送付図書縦覧(五七三・五七四・都市計画課)……………3

○道路区域の変更及び供用開始(五七五・道路課)……………3

○道路区域の変更(五七六・道路課)……………3

○証紙代金収納計器取扱場所の変更の承認(五七七・会計管財課)……………4

公告

○特定調達契約に係る落札者の決定(脳血管研究センター)……………4

○県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施(会計管財課)……………4

教育委員会告示

○教育委員会会議の開催(二八・教育庁総務課)……………5

秋田県告示第五百七十号

次の加入区について漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意があったものと認めため、同法第百十二条の二第三項の規定に基づき、公示する。

平成十九年十二月四日

八竜加入区

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第五百七十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項及び第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する。

平成十九年十二月四日

秋田県知事 寺田典城

(三) 次のとおりとする。
 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
 由利本荘市赤田字瀧ノ上(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的 干害の防備
 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
 ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
 字瀧ノ上(国有林。次の図に示す部分に限る。)

イ 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字瀧ノ上(国有林。次の図に示す部分に限る。)

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな
 い。
 エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木
 の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標
 準伐期齢以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

(四) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

仙北市田沢湖生保内・田沢湖瀧字大沢(以上二大字一
 字一
 有林。次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的 公衆の保健
 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
一般国道	新	旧	三百四十一号	仙北市田沢湖田沢字大蟹沢一四番七から八番三まで	二・三・〇〇〇	〇・二六五
	新	旧	三百四十一号	仙北市田沢湖田沢字大蟹沢一四番一地先から八番一地先まで	一五・〇〇〇	〇・二六五

二 供用開始の期日 平成十九年十二月四日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場
 所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止す
 る。
 田沢湖生保内(国有林。次の図に示す部分に限る。)

イ 次の森林については、主伐は択伐による。
 田沢湖生保内(国有林。次の図に示す部分に限る。)

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな
 い。
 エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木
 の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標
 準伐期齢以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関
 係書類を農林水産部森林整備課、北秋田地域振興局農林部、山本
 地域振興局農林部、秋田地域振興局農林部、由利地域振興局農林
 部、仙北地域振興局農林部及び関係市役所及び町役場に備え置い
 て縦覧に供する。)

秋田県告示第五百七十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項にお
 いて準用する同法第二十条第一項の規定により、由利本荘市長か
 ら都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規
 則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、
 次のとおり公告する。
 平成十九年十二月四日

一 縦覧に供すべき図書 秋田県知事 寺 田 典 城
 本荘都市計画道路(三・四・十六号大町銀座通線)の変更の
 総括図、計画図及び計画書

二 縦覧場所 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第五百七十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項にお
 いて準用する同法第二十条第一項の規定により、由利本荘市長か
 ら都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規
 則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、
 次のとおり公告する。
 平成十九年十二月四日

一 縦覧に供すべき図書 秋田県知事 寺 田 典 城
 本荘都市計画公園(二・二・六号中央公園)の変更の総括図、
 計画図及び計画書

二 縦覧場所 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第五百七十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づ
 き、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
 平成十九年十二月四日 秋田県知事 寺 田 典 城

(二) 期間 平成十九年十二月四日から同月十七日まで

秋田県告示第五百七十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定

に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十九年十二月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

四 開札日時

番号	場 所	期 間
一〜二	公有財産売却システムによる	平成二〇年一月二十九日 (火)午後一時

五 入札の方法

公有財産売却システムにより入札価格を登録する。
なお、この登録は一回に限り行うことができる。

六 現地説明を行う場所及び日時

番号	現地説明を行う場所	現地説明を行う日時
一	秋田市千秋中島町八四番三	随時
二	秋田市山王四丁目一番一 県庁舎西玄関前駐車場	平成二〇年一月二日 (水) 午前一〇時

七 入札に参加する者に必要な資格

- (一) 地方自治法施行令第六十七条の四第一項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第二項各号に掲げる者のいづれにも該当しない個人又は法人であること。
- (二) 日本語を完全に理解できる者。
- (三) インターネット公有財産売却システムで公開する秋田県インターネット公有財産売却ガイドライン及びヤフーオークションに関連する規約・ガイドラインを承諾・遵守する者。
- (四) 公有財産の買受について一定資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格を有する者。
- (五) 二により、あらかじめ一般競争入札への申込みをしたものであること。

八 一般競争入札の参加申し込み等に関する事項

- (一) 仮申込み
一般競争入札に参加しようとする者は、公有財産売却システムにより参加の仮申込みの手続きを行うこと。
- (二) 申込み手続き
一般競争入札の参加申込み手続きは、(一)により参加の申込み手続きを完了した後、二で掲げた期日までに所定の申込書

により秋田県出納局会計管財課に一般競争入札への参加を申し込むものとする。
なお、申込みに当たっては入札保証金を納付しなければならない。

九 入札保証金に関する事項

- (一) 入札に参加しようとする者は、一に定める額の入札保証金を指定された方法により納付しなければならない。
- (二) 落札者の納付した入札保証金は、契約保証金に充当するものとする。

十 契約に関する事項

- (一) 入札保証金は落札者のものを除き入札期間終了後還付する。落札者は、平成二〇年二月四日(月)までに契約締結しなければならぬ。

十一 売払代金の納入

- 契約を締結した者は、当該契約締結の日から二十日以内に当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。

十二 入札の無効

- 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十六条に規定するところによる。

十三 落札者の決定の方法

- 入札期間終了後、秋田県は開札を行い、売却区分(公有財産売却の財産の出品区分)ごとに、公有財産売却システムによる入札において、入札価格が予定価格(最低落札価格)以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、入札価格が最高価格である入札者が複数ある場合は、くじで落札者を決定する。

十四 その他

- 詳細に関しては、秋田県出納局会計管財課(電話〇一八―八六〇―二七三六)に照会のこと。

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第十八号

次のとおり教育委員会会議を開催する。
平成十九年十二月四日

秋田県教育委員会委員長 太田 宥子

一 日時 平成十九年十二月六日 午後二時

二 場所 仙北地域振興局大会議室

三 案件

- (一) 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について

の専決処分報告
(一) 学校教育法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係規則の整理に関する規則案
(二) その他

正 誤

ページ 段 行 誤 正

平成十九年五月二十五日(第千八百八十号) 掲載の秋田県告示第二百九十一号(保安林予定森林の指定通知)
(原稿誤り)

一	中	二十九	(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種	(2) 立木の伐採の限度
---	---	-----	-----------------------------	--------------

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 0862-876600 FAX 0863-000505
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄